

## 質疑

## 条例の制定と改正

会計年度任用職員制度

南光河原駐車場

〔近藤議員〕会計年度任用職員制度が導入されるが、メリット・デメリットは。

〔野口昌議員〕1台1日につき1000円。1時間で出庫しても1000円なのか。

〔総務課長〕メリットは全国の市町村で臨時職員・嘱託職員の扱いが統一される。デメリットは退職金や昇給などで、来年度は約6700万円人件費が増加する。

〔観光課長〕博労座の駐車場利用に準じている。24時間でも、1時間でも1000円である。〔西尾議員〕利用者に配慮した条例なのか。〔観光課長〕利用しやすく、県と協議していく。



条例がつくられた駐車場

滞納による行政サービス等の制限措置

〔大森議員〕滞納による行政サービスの制限項目の記載を条例から規則に変更する理由は何が。

〔税務課長〕各課の行う事業も年々変わり把握しきれていない。新規事業を迅速に加えるための条例から規則への変更である。

〔税務課長〕把握していない。新規事業を迅速に加えるための条例から規則への変更である。〔門脇議員〕住民の権利を制限することが条例だと事務執行に支障があったのか。滞納者本人ではなく世帯の人に制限がかかるのも疑問である。

〔税務課長〕把握していない。規則に変わっても運用は変わらない。〔近藤議員〕条例から規則にし、議会の審議を経ないことに問題がある。事業課と税務課との単なる連携不足ではないのか。

○反対

〔大森議員〕悪質な滞納は別として、行政サービス制限は避けるべき。今回の改正で議会を経ることなく変更できることになる。住民の福祉・権利に直接関わることは議会の審議を経るべき。

〔門脇議員〕住民に対する行政サービスに関係することは基本的に条例で定めるべきである。改正案を認めることは、行政の執行を監視するという議会の役割を自ら放棄するに等しい。

〔近藤議員〕税滞納で子どもがサービス制限を受けた実例もあった。子育て施策に反する。〔森本議員〕サービスの制限が滞納者本人と世帯員にかかるものが混在している。規則になれば議会を経ないので、

## 討論

住民の権利に関することが議会での議論から遠ざかってしまう。

〔池田議員〕規則になることよって議会を通らなくなる。住民代表の議会を通すべき。

○賛成

〔大杖議員〕特例措置として分納や納税者の立場を勘案したうえで進めればサービスの停止にならない。

〔加藤議員〕条例改正しないままだと、事業が変わるたびに条例改正が必要で、サービス制限対象外の事業も出かねない。

納税者と悪質な滞納者が同じようにサービスを受けられることになる。規則として柔軟に対応し、納税をしていく住民を守るべきである。特例措置もある。恣意的な運用がされることはない。